

財経第 341 号
平成 20 年 2 月 4 日

財団
法人 財 務 会 計 基 準 機 構
企業会計基準委員会 御中

損 害 保 険 協 会
法 人 経 理 部 会
部会長 浜 田 淳 一

企業会計基準公開草案第 23 号「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び企業会計基準
適用指針公開草案第 27 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意
見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 12 月 27 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

別 紙

企業会計基準公開草案第 23 号「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 27 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」の公表に関する意見

<会計基準案第 5 項>

資産除去債務を合理的に見積もることができない場合に加えて、「資産除去債務の会計処理に関する論点整理」（平成 19 年 5 月）の【論点 1】第 13 項に記載されていた「重要性の乏しいもの」についても資産除去債務の計上の対象から除くこととなるものと理解しているが、その理解でよいのか。

<会計基準案第 5 項、適用指針案第 2 項、第 17 項>

資産除去債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合について、「決算日現在に入手可能なすべての証拠を勘案」する必要がある旨の定めがあるが、ここでいう「入手可能なすべての証拠」とは、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（平成 15 年 10 月）第 11 項「減損の兆候」に記載されるような「通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報」でよい旨明記いただきたい。

<会計基準案第 17 項、第 34 項>

資産除去債務を合理的に見積もることができないものの、影響が軽微であることが明らかな場合には、会計基準案第 16 項と同様に、注記の対象から除かれる旨、明記いただきたい。

<適用指針案第 6 項、第 24 項、設例 2>

設例 2 では、除去する法的義務のある設備 A の資産除去債務を見積もる場合、同時に除去する設備 B の債務についても一括して見積もることとしているが、資産除去債務を一括して見積るべき有形固定資産について、具体的にどのようなものが想定されるのかを、例えば設例 2 の前提条件において明らかにしていただきたい。

また、複数の有形固定資産について資産除去債務を一括して見積るべきかどうかの判断は、実務上難しい場合が存在し、除去する法的義務のない設備について、除去費用の見積りを行うことについては、その負荷が大きい場合も想定される。

さらに、会計基準案第 27 項では、除去する法的義務のない有形固定資産に使用されている有害物質の除去義務は資産除去債務に含まれるとした上で、「この場合に資産除去債務の計上の対象となるのは、当該有形固定資産の除去費用全体ではなく、有害物質の除去に直接関わる費用である。」としている。

したがって、設例 2 を前提とすれば、除去する法的義務がある設備 A についてののみ

資産除去債務を見積もることとするか、同時に除去する設備Bの資産除去債務に対する影響が大きい(重要性がある)場合にのみ一括して見積もることとしていただきたい。

＜適用指針案第9項、第27項、設例6＞

建物等の賃借契約において原状回復が契約で要求されているため、当該有形固定資産に関連する資産除去債務を計上しなければならない場合において、当該賃借契約に関連する敷金が資産計上されているときには、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法によることができるとされている。

この敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の見積り方法、あるいは、見込めないと認められるようなケースがどのような場合かが判然としないが、契約内容の違いによって、以下のような2つのケースがあると考えられる。

- ① 契約上、原状回復工事代金が相殺されずに敷金が返還されるケース(別途借主が原状回復工事を実施し、代金の支払を行うケース)

設例6を前提とすれば、借り手であるZ社において、敷金のうち返還が見込めない部分を費用配分するため、将来Y社から返還される予定の敷金、すなわちZ社のY社に対する債権額1,000が貸借対照表上に表象されないこととなる。

仮に、Y社とZ社が親子会社関係にあったとすると、Y社とZ社でそれぞれ計上されている債権・債務額が異なってくることも想定され、連結相殺消去において差異が生じることになると考えられる。

貸借対照表価額と実際の債権額が異なること、連結相殺消去により生じる差異について、考え方を示していただきたい。

- ② 契約上、原状回復工事代金が相殺されて敷金が返還されるケース

設例6のようにZ社が原状回復工事代金相当額を費用配分する場合、対応するY社の預り金をどのように処理すべきかについて、考え方を示していただきたい。

Y社がZ社に返還すべき金額も減少すると考えれば、Z社においても預り金を減少させる処理と、Z社に対して返還される敷金の額と原状回復工事代金相当額の合計である当初の敷金の額を預り金として計上し続ける処理があるのではないかと考えられる。

前者の考え方によれば、原状回復工事代金相当額を預り金以外の勘定に振り替える等の処理が必要となる。また、後者の考え方による場合、①と同様に連結相殺消去により差異が生じるが、この場合の考え方についても併せて示していただきたい。

以 上